



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 6 0 号 令和 6 年 1 1 月 1 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
5 2 7	財政事情を公表する件	財政課
5 2 8	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
5 2 9	県営土地改良事業の工事が完了した件	同
5 3 0	保安林の指定を解除する件	森林土木・保全課
5 3 1	保安林予定森林に関する通知を受けた件	同
5 3 2	同	同
5 3 3	同	同
5 3 4	同	同
5 3 5	同	同
5 3 6	道路の占用を制限する区域を指定する件	高規格道路課

【 公 告 】

番 号	表 題	担当課名
	争議行為の予告	労働雇用政策課

徳島県告示第五百二十七号

徳島県財政事情の公表に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第十二号）第二条第一項の規定により、令和六年四月一日から同年九月三十日までの期間における財政事情を次のとおり公表する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第五百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

土地改良区の事務所の所在地及び名称	認可年月日
鳴門市大麻町 大麻土地改良区	令和六年十月十五日

徳島県告示第五百二十九号

次の者の申請に係る徳島県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

申請人の住所及び氏名	地区名	工事の完了年月日
鳴門市大津町大幸字淵の上二番地 井口公男ほか十六名	大幸西地区	令和四年三月二十五日

徳島県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美馬市穴吹町口山字宮内五九九の二、五九九の三
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第五百三十一号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字坂丸五五六の三の一、五五六の三の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字坂丸五五六の三の一・五五六の三の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百三十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市山川町桑内三六四の一、三六四の二、美郷字川俣一〇二の八、字品野二八四、字湯殿三、六、九の二、一六、一八、一九、二三の八、二五の一、三四の一、三四の二、三八、四四、五一の一、六〇、六四の一から六四の三まで、六六の二、六六の五、六七の一から六七の三まで、六八の二、六八の七、六九の一から六九の四まで、七二の一、七二の二、七八、七九、一八七の二、一九六の一、二二二の四、二二二の五、二二三の九、字中筋二〇九、三〇五の一、三〇五の二、三〇六の一から三〇六の三まで、三〇七、三〇八、三一六の一、三一七の二、三二〇の一、三二〇の二、字宗田四〇三の一、四〇三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百三十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字重野尾九一の一、九一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第五百三十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

吉野川市美郷字西畠八八の一から八八の三まで

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西畠八八の二（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百三十五号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 保安林予定森林の所在場所

美馬市穴吹町口山字支納一の一、六三〇、六四五の一、六五一の一、字調子野一五、一七の一、三〇、五七〇の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字支納一の一・六四五の一・字調子野一五・一七の一・三〇・五七〇の二（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、徳島県県土整備部高規格道路課及び徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和六年十一月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定する道路種別、路線番号、路線名及び占用を制限する区域

道路種別	路線番号	路線名	占用を制限する区域
一般国道		四三八号	徳島市上八万町巽山六四番三地先から 名東郡佐那河内村下字庵谷一三番一地先まで 名西郡神山町上分字門屋七番二地先から 同 一三二番七地先まで
主要地方道	一七	小松島港	小松島市中田町字出口四二番五地先から 同 前原町字東四四番五地先まで
主要地方道	二二	神山鮎喰	名西郡神山町鬼籠野字東分八番二地先から 徳島市鮎喰町二丁目一六四番二地先まで
主要地方道	二二	阿南勝浦	勝浦郡勝浦町大字沼江字天川三二番地先から 同 字一楽四四番地先まで
主要地方道	三〇	徳島鴨島	徳島市中島田町二丁目二五番五地先から 同 中島田町四丁目七一番八地先まで
主要地方道	三三	小松島佐那河内	小松島市横須町字今開二一番一地先から 同 日開野町字井理守四〇番五地先まで
一般県道	一二〇	徳島小松島	徳島市津田本町三丁目四八四番一地先から 同 三七五番五地先まで
一般県道	一二九	徳島津田インタ	徳島市津田本町四丁目三八八番二地先から 同 津田海岸町一一二五番一七八地先まで
一般県道	一八一	川内埠頭	徳島市川内町加賀須野四六三番一九地先から 同 平石夷野一〇二番一地先まで
一般県道	一八九	沖ノ洲埠頭	徳島市北沖洲四丁目二三一番一地先から 同 東吉野町二丁目一番三地先まで
一般県道	二〇四	徳島沖洲インタ	徳島市北沖洲三丁目二二八番一地先から 同 東沖洲一丁目二八番二地先まで 徳島市東沖洲二丁目六八番二地先 徳島市東沖洲一丁目二八番二地先 徳島市北沖洲四丁目二六番一の一四五地先から 同 二六番一の一四六地先まで

一般県道	二〇八	一宮下中筋	徳島市一宮町東丁二二一番三地先から
一般県道	二二九	古川長原港	同 上八万町下中筋八四番一地先まで 徳島市川内町平石流通団地四四番二地先から 同 平石住吉二一四番五地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路等の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和六年十一月一日

公 告

徳島健康生活協同組合職員労働組合から二〇二四年秋闘の要求に関して令和六年十一月五日以降、同組合員が従事する次の職場において争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公告する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協本部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健康生協健康づくり事業部

徳島市下助任町四丁目九番地

徳島健生病院

三好市井川町吉岡一二七・二

健生西部診療所

阿南市津乃峰町新浜一二

健生阿南診療所

板野郡北島町中村字東開一四・一

健生きたじまクリニック

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井クリニック

徳島市北前川町五丁目一〇

健生歯科

鳴門市撫養町木津字西小沖七三二・二

健生歯科なると

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

健生在宅ケアセンター

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

健生さわやか在宅介護支援センター

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

とくしま健生ヘルパーステーション

徳島市吉野本町六丁目三〇・四

とくしま健生デイサービスセンター

徳島市下助任町四丁目九番地

健生かがやき在宅介護支援センター

名西郡石井町高川原字高川原二二五五番

健生石井老健うぐいす

徳島市下助任町四丁目九番地

とくしま健生訪問看護ステーション

三好市井川町吉岡一六一・一

西部健生訪問看護ステーション

三好市山城町大川持字中八シ五八三、四

山城健生訪問看護ステーション

三好市池田町サラダー八七七、一

健生西部デイサービスなでしこ